

鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙

投票日 4月7日(日)
投票時間 午前7時～午後7時



明るい選挙のイメージキャラクター
選挙の「水いすくん」

今後4年間の鳥取県政を決める大切な選挙です。
皆さんの一票が明日の鳥取県をつくります。
よく考え、棄権しないよう一票を投じましょう。

《選挙のできる人》

年齢が満18歳以上の日本国民であれば、一定の刑罰を受けていない限り、誰でも選挙権があります。しかし、実際に選挙をするためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

このたびの選挙で新しく選挙人名簿に登録される人は次のとおりです。
登録基準日
鳥取県知事選挙・・・3月20日
鳥取県議会議員一般選挙
・・・3月28日

年齢は・・・

平成12年4月8日以前に生まれた人で次の住所要件に当てはまる人です。

住所は・・・

転入届をした日が平成30年12月28日以前で、引き続き智頭町に在住している人は投票ができます。

入場券は大切に

投票所を確認ください

選挙人名簿に登録されている人(有権者)には、投票所入場券を自宅に送付しますので、記載事項を確認のうえ、投票の際には必ず持参してください。

選挙権があるはずなのに入場券が届かないなどの疑問がある人は智頭町選挙管理委員会(役場総務課 75-4111)におたずねください。

なお、入場券はハガキでお届けします。投票をされる日まで大切に保管してください。3月20日以前後に発送する予定です。

期日前投票所

・役場期日前投票所

場所 智頭町役場
期間 3月22日(金)

～4月6日(土)

時間 午前8時30分～午後8時

※3月22日(金)～3月29日(金)

までの期間は鳥取県知事選挙のみの投票となります。

・ほのぼのの期日前投票所

場所 ほのぼの内そよ風通り

期間 4月2日(火)

～4月5日(金)

時間 午前8時30分～午後1時

入院中などの人は不在者投票を

病院や介護老人施設(指定された病院等)に限り、入院・入所されている人は、そこで不在者投票ができます。病院などの施設長に「選挙がしたい」と言を申し出てください。

町外からの投票は

出張や旅行などで、投票日に智頭町に帰ってこられない人は、町から郵便で発送する証明書などを持って、所在地の市町村の選挙管理委員会へ行き、不在者投票ができます。

郵便投票もできます

投票の際には「郵便等投票証明書」が必要になりますので事前に証明書の交付を智頭町役場で受けてください。なお、郵便等投票証明書の有効期間は7年ですので、注意してください。対象者は次の表のとおりです。

手帳等の種類	障がいの種類等	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級もしくは2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級もしくは3級
	免疫、肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分が要介護5	

また、上肢・視覚障がいのある者の郵便などによる不在者投票における代理記載制度もあります。詳しくは、智頭町選挙管理委員会までお問い合わせください。
郵便等による不在者投票の投票用紙等の請求は、4月3日(水)までとなりますので注意してください。